



# 宮 崎 県 公 報

平成19年3月16日(金曜日)号外 第21号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 条 例

○知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 1	例の一部を改正する条例…………… (青少年男女参画課) 35
○知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例…………… ( " ) 2	○宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (高齢者対策課) 37
○職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 3	○宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例… (障害福祉課) 37
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 6	○感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例…………… (健康増進課) 38
○公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 7	○みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例…………… (畜産課) 40
○知事等の給与の特例に関する条例…………… ( " ) 7	○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 40
○宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例…………… (行政経営課) 10	○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (企業局) 43
○宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例 ( " ) 10	○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院局) 43
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例…………… ( " ) 11	○県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例…………… (教育庁) 44
○宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 12	○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 45
○宮崎県副知事の定数を定める条例…………… ( " ) 13	○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 48
○恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例 (職員厚生課) 13	○警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 51
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (2件) ……………… (財政課) 15	○地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 51
○宮崎県国民保護対策本部及び宮崎県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例…………… (危機管理室) 34	○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 52
○宮崎県における青少年の健全な育成に関する条	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 53
	○宮崎県留置施設視察委員会条例…………… ( " ) 68

## 条 例

知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第一号

知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定は、平成十九年一月二十三日から適用する。

---

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県条例第二号

#### 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、副知事及び出納長（以下知事等という。）」を「及び副知事（以下「知事等」という。）」に改める。

第四条第三項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第百六十八条第七項の規定において準用する法第百六十四条第二項の規定」を削る。

第五条第二項中「及び出納長」を削る。

別表出納長の項を削る。

（宮崎県監査委員条例の一部改正）

第二条 宮崎県監査委員条例（昭和三十九年宮崎県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

（宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第三条 宮崎県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年宮崎県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 知事等の退職手当に関する条例（昭和四十六年宮崎県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

第三条中「、副知事又は出納長」を「又は副知事」に改め、同条第三号を削る。

第四条中「、副知事又は出納長」を「又は副知事」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「又は出納長」を削る。

第六条第一項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第百六十八条第七項の規定において準用する法第百六十四条第二項の規定」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第三号

職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「その職員の受ける給料月額百分の二十五をこえない範囲で人事委

員会規則で定める支給割合を乗じて得た額」を「その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を百分の二十五を超えない範囲で人事委員会規則で定める額」に改める。

第五条の三第三項中「のうち一人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

第六条の二第二項中「こえない」を「超えない」に改める。

第六条の五第二項中「百分の十二」を「百分の六」に改める。

第八条の六第一項中「、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

別表第三イの備考中「、助教授」を「、准教授、助教」に改め、同表ロの備考(中)「、聾<sup>ろう</sup>学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和三十二年宮崎県条例第二十六号)

の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項中「その職員の受ける給料月額を百分の二十五をこえない範囲で人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額」を「その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を百分の二十五を超えない範囲で人事委員会規則で定める額」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (平成十七年宮崎県条例第七十六号) 附則第七条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第一条の規定による改正

後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第二項の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは「職員の給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年宮崎県条例第七十六号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

- 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年宮崎県条例第八十八号）附則第六項から第八項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第二条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第三条の三第二項の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは「職員の給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年宮崎県条例第八十八号）附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成二十一年三月三十一日までの間における農林漁業普及指導手当に関する経過措置）

- 4 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間は、改正後の条例第六条の五第二項中「百分の六」とあるのは「百分の十」とし、同年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間は、同項中「百分の六」とあるのは「百分の八」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「、第五条第二項」を削り、「職員給与条例第五条第二項、」を「職員給与条例」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第九項中「及び第三条の三第二項」、「。以下「平成十七年市町村立学校職員給与等改正条例」という。」及び「、市町村立学校職員給与等条例第三条の三第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十七年市町村立学校職員給与等改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額」と」を削る。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年宮崎県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項、第十七項、第三十四項及び第三十五項中「年五・五パーセントの」を「この条例附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年一・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第五号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十二年宮崎県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六号

知事等の給与の特例に関する条例

（知事及び副知事の給料の額の特例）

第一条 平成十九年四月一日から平成二十三年一月二十日までの間（以下「特例期間」という。）における知事及び副知事の給料の額は、知事等の給与及び旅費に関する条例（

昭和二十八年宮崎県条例第十七号) 第三条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる額から、その額に百分の二十 (副知事にあつては、百分の十) を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同表に掲げる額とする。

(常勤の監査委員の給料の月額の特例)

第二条 特例期間における常勤の監査委員の給料の月額は、常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 (昭和三十二年宮崎県条例第三十六号) 第三条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(企業局長の給料の月額の特例)

第三条 特例期間における企業局長の給料の月額は、企業局長の給与及び旅費に関する条例 (昭和三十二年宮崎県条例第四十六号) 第三条の規定にかかわらず、同条の規定により知事が定める額から、その額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条の規定により知事が定める額とする。

(病院局長の給料の月額の特例)

第四条 特例期間における病院局長の給料の月額は、病院局長の給与及び旅費に関する条例 (平成十八年宮崎県条例第二十一号) 第三条の規定にかかわらず、同条の規定により知事が定める額から、その額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条の規定により知事が定める額とする。

(執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬の額の特例)

第五条 特例期間における執行機関としての委員会の委員 (教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。) 又は委員の報酬の額は、執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和三十二年宮崎県条例第三十四号) 第二条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から、その額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料の月額の特例)

第六条 特例期間における教育長の給料の月額は、教育長の給与等に関する条例 (平成十

二年宮崎県条例第三十六号) 第三条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(大学の学長の給料月額の特例)

第七条 特例期間における大学の学長の給料月額は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第四十号。以下「職員給与条例」という。)第三条第五項の規定にかかわらず、同項の規定により任命権者が人事委員会と協議して定める額から、その額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

(管理職手当の額の特例)

第八条 特例期間における職員給与条例第五条第一項、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十二年宮崎県条例第二十六号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第三条の三第一項、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十二年宮崎県条例第四号。以下「企業職員給与条例」という。)第三条の二及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十八年宮崎県条例第二十二号。以下「病院事業職員給与条例」という。)第五条の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の額は、職員給与条例第五条第二項、市町村立学校職員給与条例第三条の三第二項、企業職員給与条例第十七条の規定に基づき企業職員の給与に関する規程(昭和三十五年宮崎県企業局企業管理規程第十号)及び病院事業職員給与条例第二十八条の規定に基づき病院事業職員の給与に関する規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第九号)の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、その額に百分の十を乗じて得た額(その額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、これらの規定により算出した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(知事等の給与及び知事の退職手当の特例に関する条例の廃止)

2 知事等の給与及び知事の退職手当の特例に関する条例 (平成十五年宮崎県条例第四十九号) は、廃止する。

---

宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県条例第七号

#### 宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例

宮崎県行政手続条例 (平成七年宮崎県条例第二十九号) の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「留置場 (宮崎県警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)」を「留置施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

---

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県条例第八号

#### 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例

宮崎県行政機関設置条例 (平成十一年宮崎県条例第三十七号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表宮崎県延岡県税事務所の項、第四条の表宮崎県延岡保健所の項及び第十条第二項の表宮崎県延岡土木事務所の項中「延岡市 東臼杵郡のうち北川町」を「延岡

市」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十九年三月三十一日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県条例第九号

#### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮崎県条例第四十号)

の一部を次のように改正する。

別表一の四の項中「、川南町及び北川町」を「及び川南町」に改める。

別表一の五の項中「、高鍋町及び北川町」を「及び高鍋町」に改める。

別表十の項4中「療養病床」を「病床」に改める。

別表十一の項中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、同項2中「療養病床」を「病床」に改め、同項中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第三条の二の規定による診療所の病床設置の届出の受理に  
関すること。

別表十八の項中「事務」の下に「(同条例第八条の規定による動物愛護管理推進計画に係るものを除く。)」を加える。

(宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年宮崎県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表に一の六の項から一の八の項までを加える改正規定中「、高鍋町及び北川町」を「及び高鍋町」に改め、「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による次の事

務」の下に「及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮崎県条例第二十六号）による当該事務に係る事務」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中宮崎県における事務処理の特例に関する条例別表一の四の項の改正規定及び同表一の五の項の改正規定は、平成十九年三月三十一日から施行する。

宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県条例第十号

#### 宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例

宮崎県部等設置条例（平成十六年宮崎県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表土木部の項中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第二条の表土木部の項中「土木部」を「県土整備部」に、「土木に」を「県土の整備に」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

##### （宮崎県都市計画審議会条例の一部改正）

2 宮崎県都市計画審議会条例（昭和四十四年宮崎県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

##### （宮崎県開発審査会条例の一部改正）

3 宮崎県開発審査会条例（昭和四十五年宮崎県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

(宮崎県港湾審議会条例の一部改正)

- 4 宮崎県港湾審議会条例 (昭和四十九年宮崎県条例第二十二号) の一部を次のように改正する。

第九条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

(宮崎県屋外広告物条例の一部改正)

- 5 宮崎県屋外広告物条例 (平成五年宮崎県条例第十三号) の一部を次のように改正する。  
第四十二条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

(宮崎県土地収用事業認定審議会条例の一部改正)

- 6 宮崎県土地収用事業認定審議会条例 (平成十四年宮崎県条例第三十九号) の一部を次のように改正する。

第七条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

---

宮崎県副知事の定数を定める条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第十一号

### 宮崎県副知事の定数を定める条例

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百六十一条第二項の規定により、副知事の定数は、一人とする。

#### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

---

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第十二号**

**恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間  
と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例  
の一部を改正する条例**

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十一年宮崎県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号を次のように改める。

一 知事及び副知事

第一条第三項第二号中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同項第五号中「吏員」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十二号）による改正前の地方自治法第七十二条第一項に規定する吏員（以下「吏員」という。）」に改め、同項第八号イ中「、助教授」を削り、同号ハ中「、盲学校、<sup>ろう</sup>聾学校又は養護学校」を削り、同項中第二十号を第二十三号とし、第十六号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十五号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、<sup>ろう</sup>聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

第一条第三項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項に規定する助教授

第一条第三項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の  
地方自治法第百六十八条第一項に規定する出納長及び吏員

第一条第四項第一号イ中「、助教授」を削り、同項に次の一号を加える。

三 学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第五十八条第一項に規  
定する助教授

第五条第三項中「第十五条第一号」を「第十五条第五号」に改め、同条第五項中「第  
一条第三項第八号のハ」の下に「及び同項第十八号」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十三号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）の一部を次のように改正す  
る。

第三条第一項第百四十二号の次に次の五号を加える。

百四十二の二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基  
づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査 居宅サービス事業者指定申  
請手数料

百四十二の三 介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の  
指定の申請に対する審査 居宅介護支援事業者指定申請手数料

百四十二の四 介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施  
設の指定の申請に対する審査 介護老人福祉施設指定申請手数料

百四十二の五 介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療

施設の指定の申請に対する審査 介護療養型医療施設指定申請手数料

百四十二の六 介護保険法第五十二条第一項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 介護予防サービス事業者指定申請手数料

第三条第一項第百四十三号中「(平成九年法律第百二十三号)」を削り、同項第百四十二号の六の次に次の三号を加える。

百四十三の七 介護保険法第七十条の二第一項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 居宅サービス事業者指定更新申請手数料

百四十三の八 介護保険法第七十九条の二第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 居宅介護支援事業者指定更新申請手数料

百四十三の九 介護保険法第八十六条の二第一項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査 介護老人福祉施設指定更新申請手数料

第三条第一項中第百四十四号の四を第百四十四号の七とし、第百四十四号の三を第百四十四号の六とし、第百四十四号の二の次に次の三号を加える。

百四十四の三 介護保険法第九十四条の二第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料

百四十四の四 介護保険法第一百七条の二第一項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 介護療養型医療施設指定更新申請手数料

百四十四の五 介護保険法第一百五十五条の十において準用する同法第七十条の二第一項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料

第三条第一項第百四十八号の次に次の一号を加える。

二百四十八の二 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第四条第一項又は第二項の規定に基づく動力漁船の建造又は船舶の改造若しくは転用の許可の申請に対する審査 動力漁船建造等許可申請手数料

第三条第一項第百四十九号中「(昭和二十五年法律第百七十八号)第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第百五十号中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」

に改め、同項第三百五十一号中「第十一条の二」を「第十三条」に改め、同項第三百五十二号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第三百五十三号中「第十八条」を「第二十一条」に改め、同項第三百九十号の次に次の二号を加える。

三百九十の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定に基づき特定開発行為の許可の申請に対する審査 特定開発行為許可申請手数料

三百九十の三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第十六条第一項の規定に基づき特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査 特定開発行為変更許可申請手数料

第三条第一項第三百九十三号中「確認の申請」の下に「又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき計画の通知」を加え、「建築物等の建築等に関する確認申請手数料」を「建築物等の建築等に関する確認申請又は計画通知の審査手数料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三百九十三の二 建築基準法第四条第一項又は第二項の規定による建築主事又は同法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者による同法第六条第五項、第六条の二第三項又は第十八条第四項の規定に基づき構造計算適合性判定の請求に対する審査 構造計算適合性判定手数料

第三条第一項第三百九十四号中「完了検査の申請」の下に「又は同法第十八条第十四項（同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき工事完了の通知」を加え、同項第三百九十五号中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「中間検査の申請」の下に「又は同法第十八条第十七項（同法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知」を加え、同項第三百九十六号中「承認の申請」の下に「又は同法第十八条第二十二項第一号（同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき仮使用の承認の申請」を加

え、同項第四百五十一号中「第六十二条第三項第五号イ」の下に「若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を加え、同項第四百五十二号中「第六十二条第三項第六号」の下に「若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を加え、同条第二項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 受精卵性判別手数料 性判別の終了の時

第三条第四項中「第四百四十四号の三、第四百四十四号の四」を「第四百四十二号、第四百四十四号の六、第四百四十四号の七」に改める。

別表第一の六の項中

科目等履修生	履修科目一 単位につき	一万四千八百円
聴講生	同	一万四千八百円
特別聴講学生	同	一万四千八百円

を

科目等履修生	履修科目一 単位につき	一万四千八百円
特別聴講学生	同	一万四千八百円

に改め、同表の九の二の項中「十一万五千

二百円」を「十一万八千八百円」に改め、同表の十一の項中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に、

研修室	一室につき	1 「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは正午から午後五時まで、	
	午前		千五百三十円
	午後		三千六十円
	夜間		三千六十円

						<p>「夜間」とは午後五時から午後十時までをいう。</p> <p>2 学校教育法第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者で構成する団体は、無料とする。</p>
を	「	研修室	<p>一室につき</p> <p>午前 千五百三十円</p> <p>午後 三千六十円</p> <p>夜間 三千六十円</p>			<p>1 「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは正午から午後五時まで、「夜間」とは午後五時から午後十</p>

					時までをい う。
					2 学校教育 法第一条に 規定する学 校(大学及 び高等専門 学校を除く。 )に在学す る者で構成 する団体は、 無料とする。
	体育館	一時間につ き	五百円		1 使用時間 が一時間未 満のときは、 その時間は 一時間とし て計算し、 使用時間に 一時間未満 の端数があ るときは、 その端数は 一時間とし て計算する。
					2 学校教育

						法第一条に 規定する学 校(大学及 び高等専門 学校を除く。 )に在学す る者で構成 する団体は、 無料とする。
--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の十二の項中「九千六百元」を「九千九百元」に改め、同表の十七の項中「  
十万五千六百元」を「十万八千九百元」に改める。

別表第二の百二十九の項を次のように改める。

百二十九 県立 産院等 文書作 成手数 料	死亡診断書	一件につき	三千五百円	二通以上発行 する場合は、 一通増すごと に上記金額の 二分の一に相 当する金額を 加える。
	病歴書	同	二千円	
	死体検案書	同	三千三百九十五 円	
	障害診断書	同	三千三百九十五 円	
	裁判関係診断書	同	四千二百円	
	生命保険又は恩給診断書	同	四千二百円	
	海外移住関係診断書	同	二千円	
	交通事故診断書	同	四千二百円	
	特定疾患診断書	同	三千三百九十五 円	
	その他の診断書	同	二千円	
	自動車損害賠償責任保険	同	三千三百九十五	

	治療費明細書		円
	出生証明書	同	二千五百円
	意見書	同	三千三百九十五円
	症状調査書	同	四千二百円
	その他の証明書	同	千三百三十五円

別表第二の百四十二の項の次に次のように加える。

百四十二 の二 居 宅サー ビス事 業者指 定申請 手数料	訪問介護	一件につき	一万五千元
	訪問入浴介護	同	一万五千元
	訪問看護	同	一万五千元
	訪問リハビリテーション	同	一万五千元
	居宅療養管理指導	同	一万五千元
	通所介護	同	一万五千元
	通所リハビリテーション	同	一万五千元
	短期入所生活介護	同	一万五千元
	短期入所療養介護	同	一万五千元
	特定施設入居者生活介護	同	三万円
	福祉用具貸与	同	一万五千元
特定福祉用具販売	同	一万五千元	
百四十二 の三 居 宅介護 支援事 業者指 定申請 手数料		一件につき	一万五千元

百四十二 の四 介 護老人 福祉施 設指定 申請手 数料		一件につき	三万円	
百四十二 の五 介 護療養 型医療 施設指 定申請 手数料		一件につき	三万円	
百四十二 の六 介 護予防 サービ ス事業 者指定 申請手 数料		一件につき	一万円	

別表第二の百四十三の六の項の次に次のように加える。

百四十三 の七 居 宅サ一	訪問介護	一件につき	七千五百円
	訪問入浴介護	同	七千五百円
	訪問看護	同	七千五百円

ビス事	訪問リハビリテーション	同	七千五百円	
業者指	居宅療養管理指導	同	七千五百円	
定更新	通所介護	同	七千五百円	
申請手	通所リハビリテーション	同	七千五百円	
数料	短期入所生活介護	同	七千五百円	
	短期入所療養介護	同	七千五百円	
	特定施設入居者生活介護	同	一万五千円	
	福祉用具貸与	同	七千五百円	
	特定福祉用具販売	同	七千五百円	
百四十三 の八居 宅介護 支援事 業者指 定更新 申請手 数料		一件につき	七千五百円	
百四十三 の九介 護老人 福祉施 設指定 更新申 請手数 料		一件につき	一万五千円	

別表第二中百四十四の四の項を百四十四の七の項とし、百四十四の三の項を百四十四の

六の項とし、百四十四の二の項の次に次のように加える。

百四十四 の三 介 護老人 保健施 設開設 許可更 新申請 手数料		一件につき	一万五千元	
百四十四 の四 介 護療養 型医療 施設指 定更新 申請手 数料		一件につき	一万五千元	
百四十四 の五 介 護予防 サービ ス事業 者指定 更新申 請手数 料		一件につき	五千元	

別表第二の二百九十三の三の項及び二百九十五の二の項中「五千五百五十円」を「五千六百五十円」に改め、同表の三百三十一の二の項を次のように改める。

三百三十 一の二 受精卵 性判別 手数料	雌と判別された場合	一個につき	八千円	
	雄と判別された場合	同	四千円	

別表第二の三百三十二の三の項中「五千五百五十円」を「五千六百五十円」に改め、同表の三百三十八の項及び三百三十九の項中「三千八百円」を「五千元」に改め、同表の三百四十の項中「二千六百円」を「四千元」に改め、同表の三百四十一の項及び三百四十二の項中「千三百円」を「三千元」に改め、同表の三百四十八の項の次に次のように加える。

三百四十 八の二 動力漁 船建造 等許可 申請手 数料		一件につき	三千八百円	
---	--	-------	-------	--

別表第二の三百六十二の四の項中「九千五百円」を「一万千円」に改め、同表の三百八十一の三の項中「五千五百五十円」を「五千六百五十円」に改め、同表の三百九十の項の次に次のように加える。

三百九十 の二 特 定開発 行為許 可申請		一件につき	四万四千円	
-----------------------------------	--	-------	-------	--

手数料				
三百九十 の特 定開 発 行為 更 許 可 申 請 手 数 料		一件につき	四千元	

別表第二の三百九十二の項を次のように改める。

三百九十 三 建築 物等 の 建築 等 に 関 す る 確 認 申 請 又 は 計 画 通 知 の 審 査 手 数 料	建 築 基 本 額	一 床面積の合 計が三十平方 メートル以内	一件につき	五千元	1 建築物の 床面積の合 計は、次の アからエま でに掲げる 場合の区分 に応じ、そ れぞれに定 める面積に ついて算定 する。 ア 建築物 を建築す る場合（ イに掲げ る場合及 び移転す
		二 床面積の合 計が三十平方 メートルを超 え、百平方メ ートル以内	同	九千元	
		三 床面積の合 計が百平方メ ートルを超え、 二百平方メー トル以内	同	一万四千元	
		四 床面積の合 計が二百平方 メートルを超 え、五百平方	同	一万九千元	

				メートル以内			る場合を
				五 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内	同	三万四千元	除く。) 当該建築物に係る部分の床面積
				六 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内	同	四万八千元	イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)
				七 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内	同	十四万円	当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当
				八 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内	同	二十四万円	
				九 床面積の合計が五万平方メートル超	同	四十六万円	
構造	一 構造計算適合性判定を要	一棟につき	二十万九千元(建築基準法第六				

計 算 適 合 性 判 定 加 算 額				
	<p>する部分の床面積が五百平方メートル以内</p>		<p>十八条の二十六第一項の規定により認定されたプログラム(以下「認定プログラム」という。)により構造計算が行われた場合は、十五万九千円)</p>	<p>該増加する部分の床面積)ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替を</p>
	<p>一 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内</p>	<p>同</p>	<p>二十万九千円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、十五万九千円)</p>	<p>し、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。)</p>
	<p>二 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内</p>	<p>同</p>	<p>二十七万三千円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、十九万千円)</p>	<p>当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の</p>
	<p>四 構造計算適合性判定を要</p>	<p>同</p>	<p>三十二万円(認定プログラムに</p>	<p>エ 確認を</p>

			する部分の床面積が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内		より構造計算が行われた場合は、(二十一万円)	受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、そ
		五	構造計算適合性判定を要する部分の床面積が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内	同	四十万円 (認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、二十六万円)	の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場
		六	構造計算適合性判定を要する部分の床面積が五万平方メートル超	同	七十三万円 (認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、四十二万円)	合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二
備 設	建 築 機	一	小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合 (二に掲げる場合を除く。)	一件につき	九千円	分の一
		二	確認を受けた小荷物専用昇降機以	同	五千円	<sup>2</sup> 建築基準法第六条第五項又は第十八条第四項の規定に基づき構造

		外の建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合			計算適合性判定が必要な場合の手料は、基本額に構造計算適合性判定加算額を加えた額とする。
		三 小荷物専用昇降機を設置する場合 (四に掲げる場合を除く。)	同	四千円	
		四 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	同	三千円	
	工 物	一 工作物を築造する場合(二に掲げる場合を除く。)	同	八千円	
		二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	同	四千円	

別表第二の三百九十三の項の次に次のように加える。

三百九十 三の二 構造計 算適合 性判定	建 築 物	一 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が五百平方メートル以内	一棟につき	二十万九千円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、十五万九千
----------------------------------	-------------	----------------------------------	-------	-------------------------------------

手数料			円)
	一 構造計算適合性 判定を要する部分 の床面積が五百平 方メートルを超え、 千平方メートル以 内	同	二十万九千円 ( 認定プログラム により構造計算 が行われた場合 は、十五万九千 円)
	三 構造計算適合性 判定を要する部分 の床面積が千平方 メートルを超え、 二千平方メートル 以内	同	二十七万三千円 (認定プログラ ムにより構造計 算が行われた場 合は、十九万千 円)
	四 構造計算適合性 判定を要する部分 の床面積が二千平 方メートルを超え、 一万平方メートル 以内	同	三十一万円 (認 定プログラムに より構造計算が 行われた場合は、 二十一万円)
	五 構造計算適合性 判定を要する部分 の床面積が一万平 方メートルを超え、 五万平方メートル 以内	同	四十万円 (認定 プログラムによ り構造計算が行 われた場合は、 二十六万円)
	六 構造計算適合性	同	七十三万円 (認

	判定を要する部分 の床面積が五万平 方メートル超		定プログラムに より構造計算が 行われた場合は、 四十二万円)	
--	--------------------------------	--	--	--

別表第三の十一の項中「財団法人宮崎県建築住宅センター」を「宮崎県住宅供給公社」に改め、同項を同表の十二の項とし、同表中六の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次のように加える。

六 介護保険法第六十 九条の二第二項の規 定に基づき介護支援 専門員実務研修受講 試験の実施	介護保険法第六十九条の二十 七第二項において準用する同 法第六十九条の二十六	介護保険法第六十九条の二 十七第一項の規定に基づき 知事が指定する者
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第三条第一項第三百四十九号から第三百五十三号までの改正規定 公布の日
  - 二 第三条第一項第三百四十八号の次に一号を加える改正規定、別表第二の三百三十八の項から三百四十二の項までの改正規定、同表の三百四十八の項の次に三百四十八の二の項を加える改正規定及び同表の三百六十二の四の項の改正規定 平成十九年七月一日
  - 三 第三条第一項第三百九十三号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第三百九十四号から第三百九十六号までの改正規定、別表第二の三百九十三の項の改正規定及び同項の次に三百九十三の二の項を加える改正規定 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日
  - 四 第三条第一項第三百九十号の次に二号を加える改正規定並びに別表第二の三百九十

の項の次に三百九十の二の項及び三百九十の三の項を加える改正規定 平成十九年十月一日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第一の九の二の項、十一の項、十二の項及び十七の項の規定の適用については、平成十九年度においては同表の九の二の項及び十一の項中「十一万八千八百円」とあるのは「十一万六千四百円」と、同表の十二の項中「九千九百円」とあるのは「九千七百円」と、同表の十七の項中「十万八千九百円」とあるのは「十万六千七百円」とし、平成二十年度においては同表の九の二の項及び十一の項中「十一万八千八百円」とあるのは「十一万七千六百円」と、同表の十二の項中「九千九百円」とあるのは「九千八百円」と、同表の十七の項中「十万八千九百円」とあるのは「十万七千八百円」とする。

---

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第十四号

##### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三百三十一号の二中「宮崎県優良家畜受精卵総合センター」を「宮崎県畜産試験場」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

---

宮崎県国民保護対策本部及び宮崎県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第十五号**

**宮崎県国民保護対策本部及び宮崎県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例**

宮崎県国民保護対策本部及び宮崎県緊急対処事態対策本部条例（平成十七年宮崎県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第十六号**

**宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例**

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和五十二年宮崎県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げるものは、青少年に有害な図書類（前項の規定により指定された有害な図書類を除く。）とする。

第十三条第二項第一号中「写真」を「前項第一号の規定に該当する写真」に改め、同項第二号中「書籍」を「前項第一号の規定に該当する書籍」に改め、同項第三号中「ビデオテープ等」を「前項第一号の規定に該当するビデオテープ等」に改め、同項に次の一号を加える。

四 図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが不適当であると認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

第十三条に次の一項を加える。

5 知事は、第二項第四号の規定により団体を指定したときは、その旨及び同号に規定する当該団体が定める方法を告示しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第十九条の二 何人も、正当な理由がある場合のほか、青少年に対し、入れ墨を施し、入れ墨を受けることを勧誘し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

2 何人も、青少年に対し、入れ墨を施す器具を販売し、貸し付け、又は贈与してはならない。

第二十一条に次の一号を加える。

八 入れ墨を施す行為

第二十五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十三条第二項第四号の規定による団体の指定

第二十五条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十九条第一項中「第十九条第一項」の下に「、第十九条の二第一項若しくは第二項」を加え、「若しくは第四号」を「、第四号若しくは第八号」に改め、同条第六項中「第十九条第一項若しくは第二項」の下に「、第十九条の二第一項若しくは第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第十七号**

**宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

宮崎県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年宮崎県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（拠出率）」に改め、同条第一項中「千分の一」を「零」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第十八号**

**宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例**

（設置）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）に基づく制度の円滑な運用を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、障害者自立支援対策臨時特例交付金として交付を受けた額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、法に基づく制度の円滑な運用を図るため、緊急に実施することが必要な事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

---

感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十九号

感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年宮崎県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「下欄」を「中欄」に改める。

第二条中「七人」を「十一人」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（部会）

第六条 協議会は、結核に関する事務をつかさどるため、結核の診査に関する部会（以下「部会」という。）を置くものとし、その名称は、別表の中欄に掲げる協議会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第六条関係）

保 健 所	協 議 会	部 会
中央保健所、日南保健所及び高鍋保健所	県央県南地区感染症診査協議会	県央県南地区感染症診査協議会結核部会
都城保健所及び小林保健所	県西地区感染症診査協議会	県西地区感染症診査協議会結核部会
延岡保健所、日向保健所及び	県北地区感染症診査協議会	県北地区感染症診査協議会

び高千穂保健所

会

結核部会

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(結核の診査に関する協議会条例の廃止)

2 結核の診査に関する協議会条例（平成十六年宮崎県条例第十四号）は、廃止する。

みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十号

みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例

みつばち転飼取締条例（昭和三十二年宮崎県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第五条第二項中「または」を「又は」に改める。

第六条第二項中「みとめ」を「認め」に、「当該吏員」を「当該職員」に改め、同条第三項中「当該吏員」を「当該職員」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第五項中「基く」を「基づく」に、「または」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十一号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成九年宮崎県条例第二十五号) の一部を次のように改正する。

「第六章 駐車場の管理 (第六十三条―第六十九条)	「第六章 準特定優良
目次中	を 第七章 駐車場の管
第七章 補則 (第七十条―第七十八条)	」
	第八章 補則 (第七

賃貸住宅の管理 (第六十三条・第六十四条)

理 (第六十五条―第七十一条) に改める。

十二条―第八十条) 」

第三条第一号中「及び地域特別賃貸住宅」を「地域特別賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅」に改め、同条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 準特定優良賃貸住宅 前二号に掲げる住宅について用途の変更のための廃止を行い、第六十四条の規定により準用する第五条 (第二号イを除く。) に掲げる条件を具備する者又は第六十四条の規定により準用する第六条 (第三項を除く。) の規定により第五条 (第二号イを除く。) に掲げる条件を具備する者とみなされる者に賃貸するためのもの及びその附帯施設をいう。

第七十八条を第八十条とし、第七十条から第七十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第七章を第八章とする。

第六十九条を第七十一条とする。

第六十八条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「第六十五条」を「第六十七条」に改め、同項第五号中「第六十三条」を「第六十五条」に改め、同条を第七十条とする。

第六十七条を第六十九条とし、第六十三条から第六十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 準特定優良賃貸住宅の管理

(入居者の募集方法)

第六十三条 知事は、次の各号のいずれかの事由がある場合において特定の者を準特定優

良賃貸住宅に入居させる場合を除くほか、準特定優良賃貸住宅の入居者を公募するものとする。

一 第四条第一号又は第二号に掲げる事由

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の規定に基づく都市計画事業の施行に伴う住宅の除去

三 一般県営住宅又は他の準特定優良賃貸住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該準特定優良賃貸住宅に入居することが適切であること。

四 準特定優良賃貸住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等住民が周知できるような方法で行うものとする。

（準用）

第六十四条 第五条（第二号イを除く。）、第六条（第三項を除く。）、第七条、第八条、第九条第一項、第十条から第十五条まで、第十六条（第三項を除く。）、第十七条から第三十条まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条（第一項第六号、第五項及び第六項を除く。）及び第三十四条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第五条第一号中「第二十四条、第四十九条第一号、第六十一条第一号及び附則第五項」とあるのは「第二十四条」と、同条第二号中「この章及び次章」とあるのは「この章」と、第六条第二項中「入居の申込みをした場合（第三十六条第一項の規定による申出をした場合を除く。）」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、第十一条第一項中「第四十六条」とあるのは「第三十三条」と、第十四条第一項第一号中「第二十九条第一項又は第三十五条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、第三十二条中「第十一条第一項若しくは第二十八条第三項の規定による家賃の決定、第十三条（第二十八条第四項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第十五条第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条の規定によるあっせん等又は第三十六条の規定による一般県営住宅への入居の措置」と

あるのは「第六十四条の規定により読み替えて準用される第十一条第一項若しくは第二十八條第三項の規定による家賃の決定、第十三条（第二十八條第四項又は第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第十五條第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第二十九條第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条の規定によるあつせん等」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

---

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第二十二号**

**公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年宮崎県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号の表中「東臼杵郡北川町」を「延岡市」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年三月三十一日から施行する。

---

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第二十三号**

**宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年宮崎県条例第四十四号）の一部

を次のように改正する。

別表第二の四の項中「三千三百九十五円」を「四千二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

---

県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十四号

県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十四年宮崎県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第六条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年宮崎県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(宮崎県育英資金貸与条例の一部改正)

第三条 宮崎県育英資金貸与条例(昭和四十九年宮崎県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(宮崎県教育関係職員定数条例の一部改正)

第四条 宮崎県教育関係職員定数条例(昭和五十七年宮崎県条例第二十四号)の一部を次

のように改正する。

第二条第二号中「、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(宮崎県高等学校等育英資金貸与事業基金条例の一部改正)

第五条 宮崎県高等学校等育英資金貸与事業基金条例 (平成十七年宮崎県条例第三十二号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十五号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例 (昭和三十九年宮崎県条例第三十六号) の一部を次のように改正する。

第一条中「公の施設のうち」の下に「学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第二十一条又は」を加え、「第三十条に規定する」を「第三十条の規定による」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

区分及び名称	位 置
学校	
中学校	
県立宮崎西高等学校附属中	宮崎市大塚町三、九七五番地の二
学校	
高等学校	

県立宮崎大宮高等学校	宮崎市神宮東一丁目三番一〇号
県立宮崎工業高等学校	同 天満町九番一号
県立都城泉ヶ丘高等学校	都城市妻ヶ丘町二七街区一五号
県立都城農業高等学校	同 祝吉一丁目五番一
県立延岡高等学校	延岡市古城町三丁目三三三番地
県立日南高等学校	日南市大字屋倉五、八〇〇番地
県立福島高等学校	串間市大字西方四、〇一五番地
県立小林高等学校	小林市大字真方一二四番地
県立本庄高等学校	東諸県郡国富町大字本庄五、〇七一番地
県立高鍋高等学校	児湯郡高鍋町大字北高鍋四、一六二番地
県立妻高等学校	西都市大字右松二、三三〇番地
県立富島高等学校	日向市鶴町三丁目一番四三号
県立高千穂高等学校	西臼杵郡高千穂町大字三田井一、一三四番地
県立延岡工業高等学校	延岡市緑ヶ丘一丁目八番一号
県立宮崎海洋高等学校	宮崎市日の出町一番地
県立高鍋農業高等学校	児湯郡高鍋町大字上江一、三三九番地の二
県立高原高等学校	西諸県郡高原町大字広原四、九八一番地の二
県立高城高等学校	都城市高城町穂満坊一五六番地
県立都農高等学校	児湯郡都農町大字川北四、六六一番地
県立宮崎商業高等学校	宮崎市和知川原三丁目二四番地
県立都城商業高等学校	都城市上東町三一街区二五号
県立延岡商業高等学校	延岡市桜ヶ丘三丁目七、一二三番地
県立宮崎農業高等学校	宮崎市大字恒久春日田一、〇六一番地
県立都城工業高等学校	都城市五十町二、四〇〇番地
県立日向工業高等学校	日向市大字平岩八、七五〇番地
県立小林工業高等学校	小林市大字水流迫六六四番地の二

県立宮崎南高等学校	宮崎市月見ヶ丘五丁目二番一号
県立都城西高等学校	都城市都原町三、四〇五番地
県立西都商業高等学校	西都市大字調殿八八〇番地
県立日南工業高等学校	日南市大字板敷四一〇番地
県立小林商業高等学校	小林市大字堤一〇八番地の一
県立門川高等学校	東臼杵郡門川町大字門川尾末二、六八〇番地
県立飯野高等学校	えびの市大字原田三、〇六八番地
県立日南農林高等学校	南那珂郡南郷町大字中村字山ノ神甲三、五二八番 二
県立延岡青朋高等学校	延岡市平原町二丁目二、六一八番の二
県立日南振徳商業高等学校	日南市大字殿所二、〇六四番地
県立宮崎西高等学校	宮崎市大塚町三、九七五番地の二
県立宮崎東高等学校	同 神宮東一丁目二番四二号
県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良六、二六五番地
県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻四、五六七番地
県立佐土原高等学校	同 佐土原町下田島字藁崎二一、五六七番地
県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町四、七二二番地
中等教育学校	
県立五ヶ瀬中等教育学校	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所九、四六八番地の三 〇
特別支援学校	
県立盲学校	宮崎市大字島之内字櫛一、三九〇番地
県立都城ろう学校	都城市都原町七、四三〇番地
県立延岡ろう学校	延岡市土々呂町五丁目二、〇八五番地
県立延岡養護学校	同 松山町一番地の一
県立清武養護学校	宮崎郡清武町大字木原字山内四、二五七番地九

県立宮崎養護学校	宮崎市大字島之内字新開二、一〇〇番地
県立宮崎赤江養護学校	同 大字田吉字松崎四、九七七番地三七一
県立宮崎南養護学校	宮崎郡清武町大字木原字山内四、二五七番地六
県立日南養護学校	日南市大字風田字蔓迫四、〇三〇番地
県立都城養護学校	都城市南横市町七、〇九七番の一
同 小林校小学部	小林市大字東方三、二二六番地
同 小林校中学部	同 大字東方三、〇九四番地の一
県立延岡南養護学校	延岡市櫛津町三、四二七番地の三一
県立日向養護学校	日向市大字塩見字谷張原二二、一六一番地
県立児湯養護学校	児湯郡新富町大字日置字月待田一、二九七番地
宮崎県青島少年自然の家	宮崎市大字熊野字藤兵衛中州
宮崎県むかばき少年自然の家	延岡市行藤町七六〇番三
宮崎県御池少年自然の家	都城市夏尾町五、九八八番三〇
宮崎県体育館	宮崎市宮崎駅東二丁目四番一
宮崎県ライフル射撃競技場	同 田野町乙四、七六五番地の一
宮崎県埋蔵文化財センター	同 佐土原町下那珂字囲四、〇一九番地
宮崎県埋蔵文化財センター分館	同 神宮二丁目四番四号

別表第三中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十六号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成十三年宮崎県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「規定に基づき免許状の授与」の下に「、同法第五条の二第三項の規定に基づき特別支援教育領域（以下「領域」という。）の追加の定め」を加え、同項第七号中「規定に基づき教育職員検定」の下に「（以下「教育職員検定」という。）」を加える。

別表第一の一の項を次のように改める。

一 授業料	県立 高等 学校	全日制	年額	十二万八千八百円	宮崎 県教 育委 員会 規則 で定 める 時期	1 定時制の課程に在籍し通信制の課程を併修する場合は、定時制の授業料の額に通信制の履修科目一単位につき二百三十円を加算する。
		定時制	履修科目一単位につき	三千五百七十円		
		科目履修生以外の者	履修科目一単位につき	千六百二十円		
	通信制	履修科目一単位につき	二百三十円			
	県立 中等 教育 学校 の後 期課 程	全日制	年額	十二万八千八百円		2 通信制の課程に在籍し定時制の課程を併修する場合は、通信制の授業料の額に

						定時制の履修科目一単位につき千六百二十円を加算する。
--	--	--	--	--	--	----------------------------

別表第二の一の項中「五千五百五十円」を「五千六百五十円」に、「二千五十円」を「二千五百円」に改め、同表の二の項中「五千五百五十円」を「五千六百五十円」に改め、同表の三の項中「四百八十円」を「五百円」に改め、同表の六の項及び七の項を次のように改める。

六 教育 職員免許状授与等手数料	普通免許状の授与	一件につき	三千三百円	二以上の領域を同時に定める場合は、一件として計算する。
	普通免許状の領域の追加の定め	同	三千三百円	
	特別免許状の授与	同	三千三百円	
	臨時免許状の授与	同	千七百円	
	臨時免許状の領域の追加の定め	同	千七百円	
	免許状の授与に関する証明	同	四百円	
	免許状の書換	同	八百七十円	
	免許状の再交付	同	千円	
七 教育 職員検定手数料		一件につき	千七百円	二以上の領域の教育職員検定を同時に実施する場合は、一件として計算する。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第一の一の項の規定の適用については、平成十九年度においては同項中「十一万八千八百円」とあるのは「十一万六千四百円」と、「三千五百七十円」とあるのは「三千五百円」と、「千六百二十円」とあるのは「千五百八十円」とし、平成二十年度においては同項中「十一万八千八百円」とあるのは「十一万七千六百円」と、「三千五百七十円」とあるのは「三千五百四十円」と、「千六百二十円」とあるのは「千六百円」とする。

---

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第二十七号

## 警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和二十九年宮崎県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表延岡警察署の項中「東臼杵郡のうち北川町」を削る。

## 附 則

この条例は、平成十九年三月三十一日から施行する。

---

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第二十八号

**地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例**

地方警察職員の定員に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「に係る事務吏員、技術吏員、その他の職員別」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

---

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例二十九号**

**地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例**

（地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第一条 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年宮崎県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 留置施設看守作業

（宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正）

第二条 宮崎県警察本部の内部組織に関する条例（昭和三十六年宮崎県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十一号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において宮崎県公安委員会規則で定める日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第三条第一項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十三の三 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第三項の規定に基づき同条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付 探偵業届出証明書交付手数料

十三の四 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づき同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付 探偵業変更届出証明書交付手数料

十三の五 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づき届出があったことを証する書面の再交付 探偵業届出証明書再交付手数料

別表第二の十三の二の項の次に次のように加える。

<p>十三の三 探偵 業届出 証明書 交付手 数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>三千六百円</p>	
---	--	--------------	--------------	--

十三の四 探偵 業変更 届出証 明書交 付手 料		一件につき	千五百円	
十三の五 探偵 業届出 証明書 再交付 手数料		一件につき	千円	

別表第二の五十六の項を次のように改める。

五十六 運転免 許試験 手数料	大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る試験（ 道交法第九十七条の二第 一項第一号又は第二号に 該当して同項の規定の適 用を受ける場合に限る。）	一件につき	千八百五十円	
	大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る試験（ 道交法第九十七条の二第 一項第三号に該当して同 項の規定の適用を受ける 場合に限る。）	同	二千円	

<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合に限る。）</p>	<p>同</p>	<p>四千九百五十円</p>	<p>道交法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、八千六百五十円とする。</p>
<p>普通自動車免許に係る試験（道交法第九十七条の二第一項第二号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）</p>	<p>同</p>	<p>一千二百円</p>	
<p>普通自動車免許に係る試験（道交法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けない場合に限る。）</p>	<p>同</p>	<p>一千五百円</p>	
<p>普通自動車免許に係る試験（道交法第九十七条の二第一項の規定の適用を</p>	<p>同</p>	<p>一千四百円</p>	<p>道交法第九十七条第一項第二号に掲げる</p>

	<p>受けない場合に限る。)</p>			<p>事項について 行う試験を公 安委員会が提 供する自動車 を使用して受 ける場合に あっては、三千 四百円とする。</p>
	<p>特定第一種運転免許 (大 型特殊自動車免許、大型 自動二輪車免許、普通自 動二輪車免許又は牽引免 許をいう。以下同じ。) 又は大型特殊自動車第二 種免許若しくは牽引第二 種免許に係る試験 (道交 法第九十七条の二第二項 の規定の適用を受ける場 合に限る。)</p>	<p>同</p>	<p>二千円</p>	
	<p>特定第一種運転免許又は 大型特殊自動車第二種免 許若しくは牽引第二種免 許に係る試験 (道交法第 九十七条の二第二項の規 定の適用を受けない場合 に限る。)</p>	<p>同</p>	<p>二千九百五十円</p>	<p>道交法第九 七条第一項第 二号に掲げる 事項について 行う試験を公 安委員会が提 供する自動車</p>

			を使用して受ける場合にあつては、四千六百円とする。
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験（道交法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	二千五百円	
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験（道交法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	千六百五十円	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	二千元	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第九	同	四千五百円	道交法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について

<p>十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合に限る。)</p>			<p>行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七千七百円とする。</p>
<p>仮運転免許に係る試験 (道交法第九十七條の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>	<p>同</p>	<p>二千円</p>	
<p>仮運転免許に係る試験 (道交法第九十七條の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>	<p>同</p>	<p>千六百五十円</p>	
<p>仮運転免許に係る試験 (道交法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合に限る。)</p>	<p>同</p>	<p>三千百円</p>	<p>道交法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七千七百円とする。</p>

				つては、四千七百五十円とする。
--	--	--	--	-----------------

別表第二の五十六の二の項中「大型自動車仮運転免許」の下に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「二千五百五十円」を「三千九百五十円」に、「三千六百五十円」を「七千六百五十円」に改め、同表の五十七の項中「二千八百円」を「三千三百五十円」に改め、

同表の六十一の項中	特定第一種運転免許に係る道交法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	一件につき	一万四千七百五十円	を
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	同	一万五百円	

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道交法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	一件につき	一万四千七百円
普通自動車免許に係る技能検定員審査	同	一万五百円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	同	一万四千円

に、「大型自動車第二種免

許又は」を「大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は」に、「二万二千五十円」を「二万二千四百五十円」に改め、同表の六十三の項中

特定第一種運転免許に係る道交法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	一件につき	九千八百五十円
普通自動車免許に係る教習指導員審査	同	一万二千五百五十円

を

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道交法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	一件につき	一万五千六百五十円
普通自動車免許に係る教習指導員審査	同	一万二千五百五十円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	九千五百円

に、「大型自動車第二種免

許又は」を「大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は」に、「一万二千五百五十円」を「一万三千三百円」に改め、同表の六十四の項中「三千円」を「三千五百五十円」に改め、同表の六十八の項中

道交法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	同	二千四百五十円
道交法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	同	四千二百円
道交法第百八条の二第一	同	四千五百円

項第六号に掲げる講習			を
道交法第百八条の二第一 項第七号に掲げる講習	同	千二百円	
道交法第百八条の二第一 項第八号に掲げる講習	同	千三百五十円	
道交法第百八条の二第一 項第八号の二に掲げる講習	同	三千四百円	
道交法第百八条の二第一 項第九号に掲げる講習	同	七百五十円	
道交法第百八条の二第一 項第四号に掲げる講習 (大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習に限る。)	同	四千七百円	
道交法第百八条の二第一 項第四号に掲げる講習 (普通自動車免許に係る講習に限る。)	同	一千四百五十円	
道交法第百八条の二第一 項第五号に掲げる講習 (大型自動二輪車免許に係る講習に限る。)	同	四千二百円	に改め、同表の付表一及び
道交法第百八条の二第一 項第五号に掲げる講習 (	同	四千円	

普通自動車二輪車免許に係る講習に限る。)		
道交法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	同	千三百五十円
道交法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	同	三千五百五十円
道交法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	同	千二百円
道交法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	同	七百五十円

付表二を次のように改める。

付表一 (技能検定員審査手数料関係)

審 査 細 目	区 分	別表第二の金額の欄に定める額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	四千五百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千三百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	七千五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千二百五十円

	査	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千九百五十円
三 道交法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千二百円
七 道路運送法 (昭和	大型自動車第二種免許等に係る技能検定	二千七百五十円

<p>二十六年法律第百八十三号) 第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>員審査</p>		
<p>備考</p> <p>一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第二の六十一の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三千七百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については三千二百五十円を減するものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第二の六十一の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減するものとする。</p>			

付表二 (教習指導員審査手数料関係)

審 査 細 目	区 分	別表第二の金額 の欄に定める額 から減ずる額
一 教習指導員として 必要な自動車の運転 技能	大型自動車免許及び中型自動車免許に係 る教習指導員審査	四千四百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	四千円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審 査	千三百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導 員審査	四千八百円
二 技能教習に必要な 教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千三百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審 査	千三百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導 員審査	二千円
三 学科教習に必要な 教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審 査	千二百五十円
四 道交法第百八条の 二十八第四項に規定 する教則の内容とな っている事項その他	大型自動車免許又は中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千四百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審 査	千二百五十円

<p>自動車の運転に関する知識</p>	<p>査</p>	
<p>五 自動車教習所に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千四百五十円</p>
	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
<p>六 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千四百円</p>
	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百円</p>
	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千五百五十円</p>
<p>七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査</p>	<p>一千七百五十円</p>
<p>備考</p> <p>一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第二の六十三の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については三千四百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査について</p>		

は九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千九百五十円を減ずるものとする。

- 一 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第二の六十三の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。

別表第三の三の項中「陸上自衛隊都城自動車教習所」及び「有限会社シーサイドモータースクール」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年六月二日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は公布の日から、第三条第一項第十三号の二の次に三号を加える改正規定及び別表第二に十三の三の項から十三の五の項までを加える改正規定は同年六月一日から、第二条第一項の改正規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に規定する者に対するこの条例による改正後の別表第二の六十四の項及び六十八の項の規定の適用については、同表の六十四の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第四条の規定による改正前の道交法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表の六十八の項中「道交法第百八条の二第

一 項第十号に掲げる講習 (普通自動車免許に係る講習に限る。 ) 」とあるのは「道交法  
第百八条の二第一項第十号に掲げる講習 (中型自動車免許又は普通自動車免許に係る講  
習に限る。 ) 」とする。

宮崎県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第三十一号

### 宮崎県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成十七年法律  
第五十号) 第二十一条第六項の規定に基づき、留置施設視察委員会 (以下「委員会」と  
いう。 ) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 委員会の名称は、宮崎県留置施設視察委員会とする。

(委員の定数等)

第三条 委員会の委員の定数は、四人とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、一回に限り再任されることができる。
- 4 宮崎県公安委員会は、委員に委員たるに適しない非行があると認めるとき、その他特  
別の理由があると認めるときは、任期中であっても、その委員を解任することができる。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員  
がその職務を代理する。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、宮崎県警察本部警務部において処理する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、宮崎県公安委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において宮崎県公安委員会規則で定める日から施行する。